

一般社団法人埼玉県測量設計業協会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県測量設計業協会定款（以下「定款」という。）第8条に定める通常会費及び特別会費に係る事項を定めることを目的とする。

(会費の納入)

第2条 定款第5条第1項第1号における正会員は、定款第8条に基づき、会長の指定する納入方法により、速やかに通常会費及び特別会費を納入しなければならない。

(通常会費及び特別会費の額)

第3条 通常会費及び特別会費の額は別表「会費基準」に定める額のとおりとする。

(その他)

第4条 その他、定めのない事項は、理事会で定めることとする。

附則

1 この規程は、平成24年1月25日から施行する。

会 費 基 準

- 1 通常会費は、会員均等割額とし、その額は年額360,000円とする。
- 2 特別会費は、売上高（完成測量高及び完成建設コンサルタント売上高を合わせた額）に応じた額とし、その年額は下記のとおりとする。

記

| 基 準 ラ ン ク | 売 上 高 | 特 別 会 費 |
|--------------|---------------|----------|
| 1 | 1 億円 | — |
| 2 | 1 億円以上～2 億円未満 | 100,000円 |
| 3 | 2 億円以上～4 億円未満 | 200,000円 |
| 4 | 4 億円以上～7 億円未満 | 300,000円 |
| 5 | 7 億円以上 | 400,000円 |